

全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

《精神障害への大幅な就労支援の強化》

【現状】

平成30年から精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることと等を内容とする改正障害者雇用促進法の成立を踏まえ、今後、精神障害者をはじめとする障害者の雇用促進をさせていくことが必要。



都道府県においても、事業主や関係団体等に対し、改正法の趣旨について理解を進めて頂くようお願いするとともに、精神障害者を含めた障害者の雇用促進に御協力いただきたい。

【平成26年度厚生労働省関連施策】

① 障害者トライアル雇用事業の改革拡充

障害者トライアル雇用事業については、民間人材ビジネスなどの紹介により雇い入れられる場合も対象とするほか、精神障害者を試行雇用する場合の試行雇用期間を最大12か月に延長（支給は3ヶ月）することを予定。

② ハローワークにおける精神障害者への専門的支援の強化

ハローワークにおける精神障害者の求職者数の急増に対応するため、精神障害者等に対するカウンセリング、企業への意識啓発、職場実習の実施及び就職後のフォローアップ等一貫した支援を行う「精神障害者雇用トータルサポーター」の拡充により、総合的かつ継続的な支援を行う予定。

③ 精神障害者等の雇用ノウハウの蓄積を図るためのモデル事業の実施

地域、規模、産業等のバランスを踏まえた上、精神障害者や発達障害者の雇用の経験やノウハウが十分でない企業に対し雇用促進のための取組を委託し、ノウハウの構築を図るモデル事業を実施する予定。

《地域の関係機関との連携等による「福祉」、「教育」、「医療」から「雇用」への移行推進》

【現状】

平成25年4月からの法定雇用率引上げに伴い、法定雇用率未達成企業の割合が増加している中で、企業の採用ニーズに対応するためには、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター等を利用する障害者本人の就労に対する不安や企業の障害者雇用に関する不安を解消し、雇用への移行を推進することが必要。

また、障害者の就職者の増加に伴い、職場定着支援を必要とする障害者も増加していることを踏まえ、職場定着支援を強化することが必要。



都道府県においても、「福祉」「教育」「医療」各分野の関係機関に対して、それらの機関を利用している障害者であっても、自身の能力を発揮して一般企業で働くことができるという認識を浸透させて頂くようお願いしたい。

【平成26年度厚生労働省関連施策】

① 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業の実施

企業と障害者の相互理解を促進するためには、職場実習が有効。

都道府県労働局に専門のコーディネーターを増員して配置し、都道府県労働局が中心となって、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターを含む福祉、教育、医療等の関係機関と連携し、職場実習を推進する事業の実施枠を拡充して実施する予定。

② 障害者就業・生活支援センターの職場定着支援の強化

平成26年度においては、一定の要件を満たす障害者就業・生活支援センターに配置している職場定着支援を専門的に担当する職場定着支援担当者を大幅に増員すること等により、精神障害者・発達障害者等の職場定着支援の更なる強化の実施を予定。

《公的機関における障害者雇用の促進》

【現状】

平成25年の障害者雇用状況の公表時（平成25年11月19日）においては、都道府県知事部局はすべて法定雇用率を達成。一方、都道府県教育委員会の多くの機関で法定雇用率は未達成。

改善している教育委員会は、都道府県幹部の取組みによる効果大きい。以下の事例も参考に、引き続き、教育委員会と知事部局の橋渡しや取組みへのアドバイスが必要。

また、市区町村においても未達成の機関があることから、都道府県から障害者の採用の働きかけを行うなど、地域の公的機関全体として法定雇用率が達成されるよう、積極的な取り組みをお願いしたい。

【教育委員会の事例】

① 労働局長から、教育委員会における障害者雇用の積極的な取組についての直接要請を受け、知事から関係部局に強い指示を出し、不足数は24年6月1日の53名から、25年6月1日には9人まで減少することとなった。さらに残りの9人については予算枠を確保したところ。25年度中に求人の申込みを行うこととしており、雇用率の達成が目前となっている。

② 副知事主催の障害者の就業支援のための協議会において、教育委員会における法定雇用率達成を議題として取り上げ、県が実施しているチャレンジ雇用に係る25年度予算への所要額計上や、対象者を精神障害者にも拡大をすること、対象者以外に職場適応援助者を採用し、一般高校への配置を図ること等を副知事が提案。

これらの提案は、平成26年度予算で具体化するに至った。

全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

1. 求職者支援制度について

- 求職者支援制度は、若年者雇用や人材確保など各地域が抱える課題への対応にも資する制度であり、制度の効果を高めるためには、地域ごとの人材ニーズに沿った訓練の設定と、対象者への丁寧な周知が不可欠。

⇒ ご協力をお願いしたいポイントと関連する取組例

- 都道府県と労働局との間における人材ニーズの把握に関連した情報の交換、提供をお願いしたい。

（取組例）

地域で介護施設の新設が相次ぎ、人材確保のため地方自治体からの訓練コース開設について要望があったことを受け、訓練機関の開拓を行いつつ、求職者支援訓練のコースを設定。

- 都道府県等における、若年者や女性などをはじめとした、就職支援に関する取組みの中で、求職者支援制度の周知にご協力いただきたい。

（取組例）

就職支援等に関わる都道府県等の施設において、効果的に周知を行っていただけるよう、県等の担当職員等への制度説明会や訓練コースの見学会、ハローワーク担当者による各施設での対象者向けの相談会などを実施。

全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

2. 短期集中特別訓練事業について

- 求職者支援制度についてのヒアリングの中で、ご意見をお聞きしたところ、例えば、就業経験が極端に少ないことや長期間仕事をしていないことにより、既存の3～6か月間の訓練メニューでは受講をためらう方もいるとのことご意見いただいた。
- このようなご意見を踏まえ、専門実技に重点をおいた短期間の訓練メニューを提供することにより、早期就職を支援する「短期集中特別訓練事業」を平成25年度補正予算案に盛り込んでいる。

⇒ 短期集中特別訓練の実施にあたってご協力いただきたいこと

- 都道府県等が行う就職支援の取組みの中で、対象者への周知や、生活保護受給者を含めた生活困窮者層の就労支援の担当との情報共有などにご協力をお願いしたい。

短期集中特別訓練（仮称）の実施（イメージ）

- 就業経験が極端に少ない者や非正規雇用での離転職を繰り返している者などは、仕事をする上での基本的能力が不足しているだけでなく、就職の意欲はあっても例えば、長期間、仕事をしていないことにより、既存の訓練メニューでは長期間の訓練（※3～6か月程度が標準期間）にためらう者もいることから、よりチャレンジしやすい短期間の訓練メニューを提供することにより、ステップアップさせながら、就職を支援する事業を集中的に実施する。

訓練のイメージ

対象：非正規雇用での離転職を繰り返す者等で、長期の訓練の受講が困難な者

第1段階
(1～3か月未満)

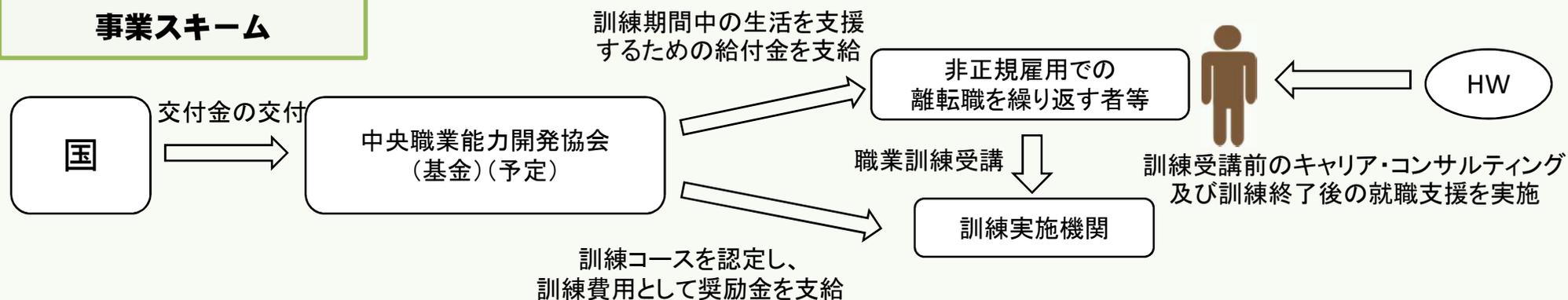
第2段階
(1～3か月未満)

就職等

訓練のポイント

専門実技に重点を置き、2段階に分けることでステップを踏みながら能力習得し、併せて就職に向けた自信を取り戻させる。

事業スキーム



全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

《1 労働者派遣制度の見直し》

- 労働者派遣制度の見直しについては、現在、労働政策審議会労働力需給制度部会で議論が行われており、1月17日に、労働者派遣事業の許可制への一本化や派遣期間制限の在り方の見直し等を内容とする報告書案が示されたところ。
- 審議会での結論を得次第、労働者派遣法改正に向けて、法案を国会に提出予定。

《2 民間人材ビジネスの活用による労働市場の機能強化事業》

- 平成25年補正予算において、民間人材ビジネスを活用して、以下の就職支援を実施予定。
 - 紹介予定派遣を活用した正社員就職支援
「学卒未就職者」など就業経験の乏しい若者に対して、社会人基礎研修と「紹介予定派遣」を活用した派遣就労を行い、正社員就職を支援する。
※ 支援対象者数 3年間で7,500人。全国5ブロックの主要圏域で実施予定。
 - 研修と職業紹介の一体的支援
育児・介護等によりキャリアブランクのある女性等の離職者に対して、研修・キャリアカウンセリングと職業紹介を一体的に行い、早期再就職を支援する。 ※支援対象者数 3年間で1,800人。全国5ブロックの主要圏域で実施予定。

《都道府県施策との連携に関する依頼》

- 各都道府県が行う就労支援の利用者の中に、当該事業に参加可能な若者や育児・介護等を理由とする離職者が含まれているため、当該事業の周知等の協力をお願いしたい。
- 特に、学卒未就職者への支援事業は「卒業後1年以上就職が決まらない者」を主たる対象としており、都道府県の様々な取組においても就職支援が難しい若者を当該事業へ誘導していただくなど、連携した支援をお願いしたい。

全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

《3 地方公共団体の行う無料職業紹介》

○ 地方公共団体の施策の一環として、都道府県労働局を通じて届出書を提出いただくことで無料の職業紹介を行うことができる。

→これにより、各地域の実情に即したきめ細かい施策を効果的に展開することが可能。

○ 地方公共団体無料職業紹介事業の状況

(平成23年度厚生労働省事業報告)

① 新規求職申込件数	33,283件
② 常用求人数	134,080件
③ 常用就職件数	6,445件
④ 届出数	164団体

《職業紹介事業に関する協力依頼》

○ 職業紹介に関する問い合わせや情報提供について

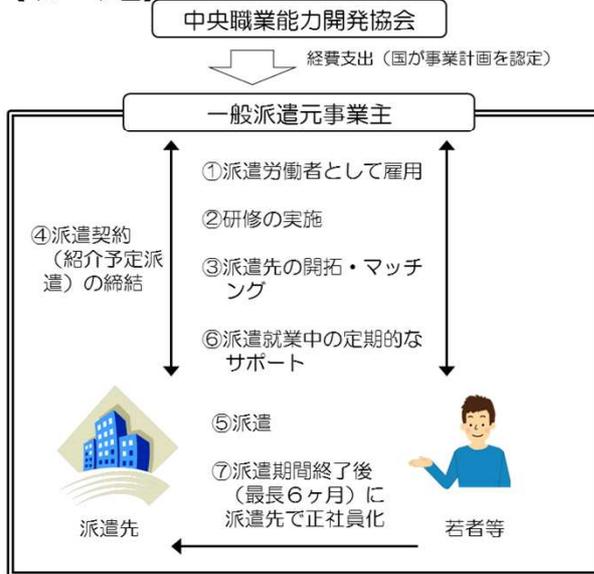
- ・ 各都道府県労働局の需給調整事業課室が窓口として設けられているので、お気軽にご相談いただきたい。
- ・ また、各地方公共団体で効果的な職業紹介が行われている場合には、是非とも情報提供いただきたい。

《 具体的事業スキーム 》

「紹介予定派遣活用型正社員就職応援」事業

- ・ 「日本再興戦略」において、民間人材ビジネスを最大限に活用して、学卒未就職者等について、紹介予定派遣を活用した正社員就職支援を検討の上、概算要求等に反映することとされた。
- ・ 「学卒未就職者」など就業経験の乏しい若者の正社員就職を促進するため、「紹介予定派遣」制度を活用したモデル事業を行い、その成果をビジネスモデルとして普及する。
- ・ 対象者は、派遣社員として社会人としてのマナーを身につけたり、派遣先で就業経験を積み、派遣期間終了後（6ヶ月以内）に、派遣先での正社員としての就職を目指す。

【イメージ図】



＜事業の概要＞

1. 支援対象者数

- 3年間で 7,500人

2. 実施地域

- 東京・大阪などの主要都市を含む5地域で実施（対象事業主を国で公募）

3. 対象となる経費等

- 派遣元社員の人件費（事業実施に伴い新たに必要な社員について）
- 諸経費（営業経費、広告経費、消耗品費、研修経費、賃借料 等）
- 派遣先での正社員就職が成功した場合、紹介料相当額（紹介先からの紹介料は受取らない）

4. その他

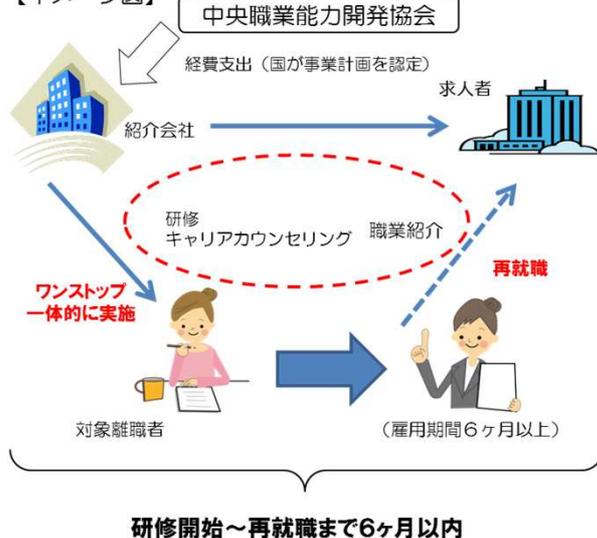
- 対象事業主については、
 - ・ 対象者に対するキャリアカウンセリング
 - ・ 効果的な研修
 - ・ 正社員化に資する派遣先の選定・マッチング
 - ・ 派遣中のきめ細かいフォロー
 等を行うことができる体制を整えていることを要件とする。
- 対象事業主は、効果的な研修・マッチング等の取組について、実績と併せて報告する。

「研修・職業紹介一体型再就職応援」事業

【趣旨】

- ・ 「日本再興戦略」に基づき、民間人材ビジネスを最大限に活用して、育児・介護等により離職した求職者について、研修と職業紹介の一体的実施を検討の上、概算要求等に反映することとされた。
- ・ 育児・介護等による離職者の早期再就職を支援するため、研修等と職業紹介を一体的に行う仕組みを活用したモデル事業を行う。
- ・ 職業紹介事業者において、実効性のある研修・キャリアカウンセリング等を行った上で職業紹介を行うことで、早期再就職を促進するとともに、効果的な取組を収集し、普及していく。

【イメージ図】



＜事業の概要＞

○ 支援対象者数

3年間、1,800人

※ 年間1事業所40人（5ブロック、1ブロック3事業所）

○ 関東ブロック・近畿ブロックなどの主要圏域で実施（対象事業主を国で公募）

- 対象者は、離職後3ヶ月以上経過した者
- 紹介事業者が、対象者に研修等を実施し、その後職業紹介を経て研修開始後6ヶ月以内に再就職（雇用期間6ヶ月以上）に繋がった場合、研修等の費用の一部を支給（成功報酬制、対象者一人当たりの上限を設ける）。

また、早期再就職につなげるための効果的な研修等の組み立てや就職後の相談等のフォローアップを行うコンサルタントを配置し、支援の充実を図る。

- 対象経費は、紹介事業者が求人者と連携をして求人ニーズの把握をした上で、再就職に実効性のある研修・キャリアカウンセリング等についての費用

- 紹介事業者は、効果的な研修・マッチング等の取組について、実績と併せて報告する。こうした取組を収集し、研修等と職業紹介を一体的に行うビジネスモデルを普及させていく。

全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

1. 未内定就活生への集中支援

- 新卒者・既卒者専門の「新卒応援ハローワーク」において、「ジョブサポーター」等によるきめ細かな支援を実施。
- 平成26年3月卒業予定者の就職状況は全国的に改善傾向。特に大学は就職希望率が過去。「就職をあきらめさせない」取組が奏功。
- 1月中旬より実施を予定している「未内定就活生への集中支援2014(仮称)」において、労働局・新卒応援ハローワーク等との連携をお願いしたい。
- また、26年度より新卒応援ハローワークを経由して就職した学生等を中心に、就職後の定着支援を強化するため、相談窓口を設置することとしている。

2. フリーター等の正規雇用化支援

- 25年度はわかものハローワーク等を中心に、フリーター等の正規雇用化を支援。
- 平成26年度においては、わかものハローワークを充実(全国3箇所→28箇所)し、正規雇用化支援の強化を図るとともに、職場定着等のための在職者向け相談窓口を設置する。また、定着を進めるためには集団的な支援も効果的であることから、後述の若年者地域連携事業においても、在職者向けセミナー等の積極的な開催をお願いしたい。
- ジョブカフェにおいて実施する「若年者地域連携事業」については、都道府県の意向を踏まえつつ地域の実情に応じた支援を実施。実施方針等に関する労働局からの相談や、参加事業者への事業周知等について、ご協力をお願いしたい。

3. 若者応援企業宣言事業

- 一定の労務管理の体制が整備されており、若者の採用・育成に積極的であり、詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する企業を「若者応援企業」とし、労働局・ハローワークは「若者応援企業」と学生等とのマッチングを支援。
- 若者の中小企業に対する不安を軽減し、適切な職業選択を推進。
- 長期的には、企業による情報公開風土の醸成を図る。
- 平成25年度10月時点：4,375社
- 応援企業の周知や、面接会の開催など、地域の若者の就職状況の改善に向け、引き続きご協力をお願いしたい。

全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

《生活保護受給者等就労自立促進事業について》

- 生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者や児童扶養手当受給者等を対象として、ハローワークと地方自治体の協定等による連携を基盤としたチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進。
- また、本事業は、国が行う業務と地方が行う業務を一体的に実施する「一体的実施」を活用した地方自治体への常設窓口の設置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備。
- 平成25年度(12月まで)の就職者数は、40,081人
※ 平成24年度(12月まで) 29,116人
- 平成25年度の常設窓口設置箇所 97箇所(平成26年3月末予定)
- 平成26年度は、福祉事務所へ設置するハローワークの常設窓口を50箇所増設し、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援をさらに推進。

3 雇用施策実施方針 (地方指針) について

全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

《雇用施策実施方針(地方方針)について》

- 都道府県と都道府県労働局が連携する施策について、円滑かつ効果的に実施されるように、都道府県の意向を最大限踏まえた上で各都道府県労働局が策定するもの。
- 地方方針は、各都道府県によって状況が異なることから、各都道府県の様々な状況に対応した必要な施策を組み込んだ形で、独自に策定することができる。
- 普段より知事から指示を受けていること等、都道府県の独自性を汲み取るように労働局も協力するので、都道府県独自の地方方針を策定できるよう、各都道府県労働局と連携していただきたい。
(都道府県労働局には、都道府県に意見聴取にいくよう指示済み。)
- 都道府県と都道府県労働局がさらなる連携強化のため、「雇用対策協定」を締結したところもある。
(北海道(H24.12)、奈良(H25.5)、滋賀(H25.11))

奈良県と奈良労働局が共同で推進する雇用対策

奈良県と奈良労働局は「奈良県雇用対策協定」を締結し、共通の目標を設定し以下の取組を進める。

奈良県雇用対策協定

奈良県と奈良労働局の一体的雇用対策推進プラン

しごとiセンター※を中心として、奈良県と奈良労働局とが一体的に雇用対策を推進

※(ならジョブカフェ、スマイルセンター、子育て女性就職相談窓口、地域就職支援センター、無料職業紹介所)

若者と県内企業のマッチング強化

ジョブカフェとハローワークとの一体的実施

- 一体的実施施設に若者専用のハローワーク窓口を設置
ナビゲーターを新たに配置することにより、特に新卒・若者向けマッチング体制を強化。職業訓練の案内・相談も実施。
- 若者の県内企業就職促進を共同で実施
奈良労働局は大阪や京都の労働局と連携し、県出身学生と県内企業をマッチング。大阪や京都のハローワークは奈良の求人も提供。卒業後、実家へ戻った場合でも管轄ハローワークですぐに相談できる体制。

地域就職支援センターの機能強化

大和高田でも地域就職支援センターを開設

- 高田しごとiセンターを産業会館へ移転して、無料職業紹介所とハローワーク窓口を新設。就職促進を一体的に実施。
- 県と労働局が共同で運営する地域就職支援センターにおいて、キャリア・コンサルティングと職業紹介を組み合わせ合わせた就労支援を実施

障害者雇用の支援強化

障害者雇用率、全国1位を目指して一層の連携

- 県と労働局が連携して、チームによる支援。特別支援学校の企業開拓にハローワークが連携。求人開拓の推進と企業情報の共有、「(仮称)はたらく応援団なら」の組織化。
- 精神障害者の企業就労に向けた理解促進

女性の就業支援の強化

スマイルセンター、子育て女性就職相談窓口、ハローワークの一体的実施

- スマイルセンター及び子育て就職相談窓口の相談室内にハローワーク窓口を設置し機能を充実
あっせん機能を設けることで予約以外の利用を促進。
- スマイルセンター、子育て就職相談窓口、ハローワークが連携し、相談から就職あっせんまで一体的に行うチーム支援の実施

奈良県の産業政策にハローワークが協力

- 県の産業政策の推進に資する基本データを労働局が提供
- 県内立地企業の人材確保を共同で推進。ハローワークも数値目標を決めて全面協力(県無料職業紹介所とハローワークが連携)
- 県が行う職業能力開発施策に労働局も目標を決めて全面協力
- 県で実施する各種講座・セミナー等をハローワークでもPR
- 県と労働局それぞれの事業主向け支援施策を共同でPR

ワークライフバランスの推進

仕事と家庭との両立に関する啓発の推進

- ハローワークや無料職業紹介所の求人登録企業に「社員・シャイン職場づくり」の登録を案内。くるみんマークの周知
- 仕事と家庭の両立に関する県や国の相談窓口、助成・支援制度等について紹介(中小企業等に対する情報提供)
柔軟な働き方の制度や制度の活用方法について、来所する企業に共同で啓発

その他

- 県内に大量の雇用調整が発生した場合、県と労働局が連携して迅速に対応。
- 知事と労働局長は、協定の実施に関し相互に必要な要請を行うことができ、要請には誠実に対応。

奈良県雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、奈良県と厚生労働省奈良労働局（以下「奈良労働局」という。）が、経済の活性化とくらしの向上を目指し、相互に密に連携して、求職者の就職の促進と県内企業の人材確保支援を図るため、雇用対策に関する施策を総合的、効果的かつ一体的に実施することを目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 奈良県及び奈良労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画に係る事項は、奈良県及び奈良労働局で組織する運営協議会で定めるものとする。

(要請等)

第3条 奈良県及び奈良労働局は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 奈良県及び奈良労働局は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、奈良県及び奈良労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、奈良県及び奈良労働局が協議のうえ定めるものとする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、奈良県知事及び奈良労働局長が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年6月7日

奈良県知事

荒井 正吾

厚生労働省奈良労働局長

小松 克行

職業安定局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
現下の雇用失業情勢について(P1~5)	雇用政策課	政策調整係	杉山・木藤・黒木	5734
平成26年度予算案等について(P6~7)	総務課	企画法令係	田中・山田	5742
雇用対策における国と地方自治体の連携強化について(P8)	公共職業安定所運営企画室	企画係	井上・高雄	5683
人手不足分野の人材確保等の強化について(P9~10)	首席職業指導官室	職業紹介係	石井・吉田・並木	5774
地域人づくり事業等について(P11~12)	地域雇用対策室	地域雇用企画係	遠藤・鈴木	5846
建設人材不足対策について(P15)	建設・港湾対策室	労働福祉係	肥沼・木下	5803
高齢者雇用対策について(P16~19)	高齢・障害雇用対策部高齢者雇用対策課	総括係	大木・山岡	5725
障害者雇用対策について(P20~22)	高齢・障害雇用対策部障害者雇用対策課	調整係	杉原・川口	5783
求職者支援制度について(P23~25)	派遣・有期労働対策部求職者支援室	求職者支援企画係	日高・小菅	5272
労働者派遣制度について(P26~28)	派遣・有期労働対策部需給調整事業課	調整係	白仁田・中島	5747
若年者雇用対策について(P29~30)	派遣・有期労働対策部若年者雇用対策室	若年者雇用対策係	横田・鶴川・八戸	5775
生活保護受給者等就労自立促進事業について(P31)	派遣・有期労働対策部就労支援室	特定雇用対策係	大山・高橋	5796
雇用施策実施方針について(P32~35)	雇用政策課	政策調整係	杉山・木藤・黒木	5734